

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成24年1月末・速報）

## 目 次

表1	新受人員	
表1-1	罪名別の新受人員	1
表1-2	庁別の新受人員	2
表2	終局人員	
表2-1	罪名別の終局人員	3
表2-2	庁別の終局人員	4
表3	選任手続の概況	5
表4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
表5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
表6	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
表7	選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
表8	職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数	7
表9	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
表10	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	8
表11	審理期間	
表11-1	審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
表11-2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）	8
表12	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	9
表13	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	10

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員

総数	4,840
強盗致傷	1,177
殺人	1,004
現住建造物等放火	448
覚せい剤取締法違反	423
傷害致死	387
(準)強姦致死傷	341
(準)強制わいせつ致死傷	280
強盗強姦	243
強盗致死(強盗殺人)	133
偽造通貨行使	125
通貨偽造	53
危険運転致死	51
逮捕監禁致死	43
集団(準)強姦致死傷	33
保護責任者遺棄致死	28
銃砲刀剣類所持等取締法違反	21
組織的犯罪処罰法違反	11
麻薬特例法違反	9
爆発物取締罰則違反	6
麻薬及び向精神薬取締法違反	6
身代金拐取	3
その他	15

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。  
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
 7 速報値である。

表 1-2 庁別の新受人員

総数	4,840
東京地裁本庁	431
東京地裁立川支部	177
横浜地裁本庁	229
横浜地裁小田原支部	42
さいたま地裁本庁	228
千葉地裁本庁	528
水戸地裁本庁	108
宇都宮地裁本庁	74
前橋地裁本庁	75
静岡地裁本庁	26
静岡地裁沼津支部	57
静岡地裁浜松支部	27
甲府地裁本庁	36
長野地裁本庁	41
長野地裁松本支部	23
新潟地裁本庁	54
大阪地裁本庁	404
大阪地裁堺支部	145
京都地裁本庁	86
神戸地裁本庁	131
神戸地裁姫路支部	40
奈良地裁本庁	29
大津地裁本庁	58
和歌山地裁本庁	40
名古屋地裁本庁	244
名古屋地裁岡崎支部	66
津地裁本庁	40
岐阜地裁本庁	67
福井地裁本庁	20
金沢地裁本庁	29
富山地裁本庁	19

広島地裁本庁	93
山口地裁本庁	26
岡山地裁本庁	90
鳥取地裁本庁	13
松江地裁本庁	8
福岡地裁本庁	170
福岡地裁小倉支部	46
佐賀地裁本庁	21
長崎地裁本庁	29
大分地裁本庁	37
熊本地裁本庁	52
鹿児島地裁本庁	63
宮崎地裁本庁	30
那覇地裁本庁	50
仙台地裁本庁	77
福島地裁本庁	25
福島地裁郡山支部	49
山形地裁本庁	26
盛岡地裁本庁	15
秋田地裁本庁	13
青森地裁本庁	48
札幌地裁本庁	99
函館地裁本庁	17
旭川地裁本庁	20
釧路地裁本庁	21
高松地裁本庁	52
徳島地裁本庁	19
高知地裁本庁	26
松山地裁本庁	28
その他	3

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
 2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。  
 3 速報値である。

## 表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	3,343	3,245	8	12	1	77
強盗致傷	793	771	-	1	1	20
殺人	758	741	2	2	-	13
覚せい剤取締法違反	313	298	1	6	-	8
現住建造物等放火	308	299	3	-	-	6
傷害致死	266	259	-	2	-	5
(準)強姦致死傷	191	180	-	-	-	11
(準)強制わいせつ致死傷	167	165	1	-	-	1
強盗強姦	109	99	-	-	-	10
強盗致死(強盗殺人)	99	97	-	1	-	1
麻薬特例法違反	75	75	-	-	-	-
偽造通貨行使	65	65	-	-	-	-
危険運転致死	39	39	-	-	-	-
逮捕監禁致死	39	39	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	20	20	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	17	17	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	15	15	-	-	-	-
傷害	13	13	-	-	-	-
通貨偽造	11	10	-	-	-	1
強盗	11	11	-	-	-	-
(準)強姦	5	5	-	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-
窃盗	4	3	1	-	-	-
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	2	2	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。  
5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。  
6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
8 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。  
9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
10 速報値である。

表2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	3,343	3,245	8	12	1	77
東京地裁本庁	291	283	1	3	1	3
東京地裁立川支部	100	91	1	-	-	8
横浜地裁本庁	156	148	-	-	-	8
横浜地裁小田原支部	29	26	-	-	-	3
さいたま地裁本庁	154	154	-	-	-	-
千葉地裁本庁	373	360	1	3	-	9
水戸地裁本庁	75	75	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	53	52	-	-	-	1
前橋地裁本庁	57	57	-	-	-	-
静岡地裁本庁	17	17	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	30	28	-	-	-	2
静岡地裁浜松支部	15	14	-	1	-	-
甲府地裁本庁	24	24	-	-	-	-
長野地裁本庁	26	25	-	-	-	1
長野地裁松本支部	19	18	-	-	-	1
新潟地裁本庁	31	31	-	-	-	-
大阪地裁本庁	254	251	-	2	-	1
大阪地裁堺支部	81	78	1	-	-	2
京都地裁本庁	61	59	-	-	-	2
神戸地裁本庁	98	96	-	1	-	1
神戸地裁姫路支部	34	34	-	-	-	-
奈良地裁本庁	23	23	-	-	-	-
大津地裁本庁	37	37	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	32	31	-	-	-	1
名古屋地裁本庁	158	150	-	-	-	8
名古屋地裁岡崎支部	42	41	-	-	-	1
津地裁本庁	29	29	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	49	48	-	-	-	1
福井地裁本庁	12	12	-	-	-	-
金沢地裁本庁	20	20	-	-	-	-
富山地裁本庁	13	13	-	-	-	-
広島地裁本庁	64	64	-	-	-	-
山口地裁本庁	20	19	-	-	-	1
岡山地裁本庁	49	49	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	8	8	-	-	-	-
松江地裁本庁	7	7	-	-	-	-
福岡地裁本庁	131	128	1	-	-	2
福岡地裁小倉支部	39	39	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	16	16	-	-	-	-
長崎地裁本庁	23	21	1	-	-	1
大分地裁本庁	30	29	-	-	-	1
熊本地裁本庁	33	33	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	50	49	-	1	-	-
宮崎地裁本庁	19	19	-	-	-	-
那覇地裁本庁	45	43	1	-	-	1
仙台地裁本庁	54	51	1	1	-	1
福島地裁本庁	22	22	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	46	39	-	-	-	7
山形地裁本庁	20	19	-	-	-	1
盛岡地裁本庁	11	10	-	-	-	1
秋田地裁本庁	9	9	-	-	-	-
青森地裁本庁	34	34	-	-	-	-
札幌地裁本庁	79	78	-	-	-	1
函館地裁本庁	12	11	-	-	-	1
旭川地裁本庁	15	15	-	-	-	-
釧路地裁本庁	15	15	-	-	-	-
高松地裁本庁	34	33	-	-	-	1
徳島地裁本庁	17	17	-	-	-	-
高知地裁本庁	20	19	-	-	-	1
松山地裁本庁	25	24	-	-	-	1
その他	3	-	-	-	-	3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 3 庁名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	280,672
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	100,540
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	157,588
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	56.1

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	280,672 [85.9]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	76,779 [23.5]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	203,893 [62.4]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	77,586 [23.8]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	100,540 [30.8]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d))	79.6			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。  
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [ ]は、総数を判決人員(3,266人)で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 5 速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	3,266			
選定された裁判員候補者の総数	280,672			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	157,588	75,282	69,902	12,404
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	57,335	52,212	4,941	182
疾病傷害	23,119	13,762	8,333	1,024
介護養育	15,740	2,615	12,033	1,092
事業における重要用務	37,512	3,658	28,238	5,616
社会生活上の重要用務	2,948	285	2,043	620
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	2,231	714	1,451	66
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	1,751	201	1,348	202
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	1,140	86	835	219
辞退政令4号(出産等への立会い等)	232	28	189	15
辞退政令5号(遠隔地)	3,536	436	3,049	51
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	12,044	1,285	7,442	3,317

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」のうち, 制度施行から平成22年までの人数には,  
 (1)欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。  
 4 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	3,266
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	73,946
理由あり不選任(法34条4項)	277
辞退による不選任(法34条7項)	12,404
理由なし不選任(法36条)	12,482
くじ等による不選任(法37条3項)	48,773
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 「質問なし不選任」とは, (1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で, その順序に従って質問手続を行い, 必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る, いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により, 質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。  
 4 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	3,092
選任された裁判員の数	18,871
選任された補充裁判員の数	6,581

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。  
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員及び補充裁判員数は、刑事局への個別報告による実人員である。  
 4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 5 概数である。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数

終局件数	職務従事日数						平均職務従事日数
	2日	3日	4日	5日	10日以内	10日を超える	
3,092	34	853	1,071	516	559	59	4.6日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。  
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。  
 4 概数である。

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期間											平均公判前整理手続期間
		1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	7月以内	8月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	3,251	6	169	467	581	509	382	292	234	154	280	177	5.6月
自白	2,008	6	148	403	439	356	246	165	97	42	72	34	4.8月
否認	1,243	-	21	64	142	153	136	127	137	112	208	143	7.0月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表 1 0 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開 廷 回 数						平均開廷回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,266	-	85	1,423	1,057	376	325	3.9 回
自白	2,022	-	80	1,173	583	125	61	3.5 回
否認	1,244	-	5	250	474	251	264	4.7 回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表 1 1 審理期間

表 1 1 - 1 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）

	判決人員	審 理 期 間							平均審理期間
		3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	3,266	19	203	442	545	1,161	509	387	8.4 月
自白	2,022	19	182	366	406	737	214	98	7.3 月
否認	1,244	-	21	76	139	424	295	289	10.3 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 4 速報値である。

表 1 1 - 2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決人員	実 審 理 期 間								
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
総数	3,266	58	974	809	338	792	184	24	33	54
自白	2,022	56	876	565	160	296	19	3	15	32
否認	1,244	2	98	244	178	496	165	21	18	22

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 実審理期間が1月を超える枠内の87人には、区分審理を行ったもの及び裁判員裁判対象事件以外の事件について第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものなどが含まれる。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表 1 2 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	3,266	193	668	888	625	382	190	320	529.7分
自白	2,022	176	528	651	372	167	64	64	449.2分
否認	1,244	17	140	237	253	215	126	256	660.7分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表 1 3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別															控訴人員	控訴率(%)		
		有罪																		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役									罰金	無罪	家裁へ移送			その他	
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下								
実刑	執行猶予											保護観察のうち								
総数	3,343	3,253	12	63	32	53	145	341	653	667	565	194	527	295	1	12	1	77	1,105	33.8
強盗致傷	793	771	-	-	-	2	10	47	167	223	194	29	99	71	-	1	1	20	257	33.3
殺人	758	743	4	19	9	21	88	130	88	107	85	47	145	62	-	2	-	13	248	33.3
覚せい剤取締法違反	313	299	-	-	-	-	10	42	163	68	8	6	2	2	-	6	-	8	155	50.8
現住建造物等放火	308	302	-	-	1	-	2	8	17	39	81	42	112	75	-	-	-	6	61	20.2
傷害致死	266	259	-	-	-	4	-	21	66	73	50	16	29	7	-	2	-	5	83	31.8
(準)強姦致死傷	191	180	-	-	4	4	9	18	49	56	30	4	6	4	-	-	-	11	69	38.3
(準)強制わいせつ致死傷	167	166	-	-	-	-	-	4	9	22	44	23	64	45	-	-	-	1	31	18.7
強盗強姦	109	99	-	2	9	7	11	32	30	7	1	-	-	-	-	-	-	10	43	43.4
強盗致死(強盗殺人)	99	97	8	41	9	12	9	8	8	2	-	-	-	-	-	1	-	1	64	65.3
麻薬特例法違反	75	75	-	-	-	-	1	11	22	27	13	1	-	-	-	-	-	-	26	34.7
偽造通貨行使	65	65	-	-	-	-	-	-	-	1	19	6	39	12	-	-	-	-	7	10.8
危険運転致死	39	39	-	-	-	1	-	4	10	15	4	5	-	-	-	-	-	-	17	43.6
逮捕監禁致死	39	39	-	-	-	-	-	2	8	6	10	3	10	2	-	-	-	-	14	35.9
集団(準)強姦致死傷	20	20	-	1	-	2	2	2	6	3	-	1	3	3	-	-	-	-	9	45.0
保護責任者遺棄致死	17	17	-	-	-	-	-	1	3	2	4	3	4	3	-	-	-	-	5	29.4
銃砲刀剣類所持等取締法違反	15	15	-	-	-	-	-	3	2	6	4	-	-	-	-	-	-	-	4	26.7
傷害	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	6	3	-	-	-	-	2	15.4
通貨偽造	11	10	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	3	2	-	-	-	1	2	20.0
強盗	11	11	-	-	-	-	1	1	1	3	5	-	-	-	-	-	-	-	1	9.1
(準)強姦	5	5	-	-	-	-	-	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	60.0
窃盗	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	1	25.0
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。  
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。  
 6 禁錮刑の終局人員はない。  
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
 9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。  
 10 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 11 速報値である。